

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの(案)の概要

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

第1 概要

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和8年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号。以下「主務省令」という。）の施行に伴い、主務省令において特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定することとされた事項について定める。

第2 主な規定事項

主務省令第2条第1項ただし書の広く一般に使用されているものとして特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するものは、マイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverとする。

第3 施行期日等

公布日：令和8年9月（想定）

施行日：重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）の施行の日（令和8年10月1日）

以上